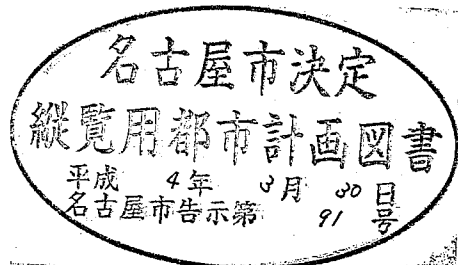


名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画武路地区計画を次のように決定する。

名 称		武路地区計画
位 置		名古屋市緑区有松町大字桶狭間字武路及び字生山の各一部
面 積		約 9.0ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、市の南東部に位置し、低層住宅地の造成を目的とした土地区画整理事業の効果を損なわないように、敷地の細分化等の制限により良好な住宅地へ誘導し、ゆとりとうるおいのある住宅地として発展することを目標とする。
	土地利用の方針	本区域は、低層住宅地を中心とした土地利用への誘導を図るものとする。
	建築物等の整備の方針	良好な住宅地へ誘導するため、敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限並びに垣又はさくの構造制限を行う。
地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	130㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1メートル以上、隣地境界線までの距離は50センチメートル以上とする。 ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合についてはこの限りでない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であること。
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する垣やさくは、生垣あるいはネットフェンス等（高さ60センチメートル以下の部分はこの限りでない。）で造られたものとする。ただし、門はこの限りでない。

「区域は計画図表示のとおり」



理 由

地区計画を定めることにより、低層住宅地を中心とした良好な住宅地を計画的に誘導し、ゆとりとうるおいのある住宅地の形成を図る。